

答 申 書
(答 申 第 226 号)
平成 29 年 1 月 16 日

1 審査会の結論

北海道公安委員会が放置違反金命令書発送件数等の公文書を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、「下記各件数について、北海道公安委員会所管の平成 23 年度から 27 年度分が掲載されている公文書

- ・ 放置違反金命令書発送件数。・ 弁明書受理件数、・ 弁明書の却下・棄却件数。
- ・ 督促状発送件数。・ 催告状発送件数。・ 滞納処分件数。・ 不納欠損処理件数。
- ・ 車検拒否件数。」に係る公文書（以下「本件公文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関では公文書は作成しておらず、現に管理していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 17 条の規定に基づき、公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分の撤回を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関では警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 38 条の規定により北海道警察を管理し、また、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）は同法第 47 条の規定により実施機関を補佐している。

「補佐」とは、実施機関の事務処理を助けることをいい、法律等の規定に基づき実施機関の権限に属された事務処理を警察本部が行っており、文書の作成、取得、管理等を行っている。

本件開示請求に係る事務については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 の規定により実施機関が行うこととされている。

しかし、その事務処理については、「北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成 10 年北海道公安委員会規程第 2 号）」に基づき、警察本部長が行っており、当該事務に関して作成し、又は取得した文書については警察本部長が管理しているものである。

また、開示請求中の「車検拒否件数」については、道路交通法第 51 条の 7 の規定により、国土交通大臣等が行う事務であって、実施機関の権限に属するものではないことから管理していない。

イ 当審査会としては、本件開示請求に係る公文書については、警察本部長が管理しているものであって、実施機関では作成・取得しておらず、また、車検拒否件数については国が行う事務であり、管理していないとする説明は、各関係法規に基づき事務処理されているものであり、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件公文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 8 月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号528） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③補正命令書の写し、④審査請求補正書の写し、⑤公文書開示請求書の写し、⑥公文書不存在通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し）の提出
平成28年 8 月23日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年10月 3 日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年11月11日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年 1 月10日 （第87回全体会）	○ 答申案審議
平成29年 1 月16日	○ 答申